

青梅市民斎場および青梅市火葬場の指定管理者の指定について

青梅市民斎場および青梅市火葬場の指定管理者を下記のとおり指定したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定にもとづき、市議会の議決を求める。

平成30年12月3日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

記

- 1 公の施設の名称
青梅市民斎場
青梅市火葬場
- 2 指定管理者となる団体
富士建物管理・富士建設工業共同体
構成団体（代表）
東京都立川市羽衣町三丁目8番11号
富士建物管理株式会社
構成団体
新潟県新潟市北区島見町3307番地16
富士建設工業株式会社
- 3 指定の期間
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで